

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会地域サロン事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 室蘭市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、室蘭市内の地域を拠点に、地域住民の交流の場を設け、地域住民の居場所づくり、閉じこもり防止、生きがいくくりや健康増進を図ることを目的として開催している地域サロンの活動推進及び拡大を図るために補助金交付を行うものとする。

(補助対象及び事業内容)

第2条 この地域サロンは、第1条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する事業の開設費及び運営費とする。

- (1) 子育てサロンでは、「子育てサロン事業実施要綱」に基づく事業を対象とする。
- (2) 高齢者サロンでは、「社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱」に基づく事業を対象とする。
- (3) その他、地域住民に向けたサロンでは、以下の内容とする。
 - (1) 地域住民の意見交換など居場所づくりにつながるもの。
 - (2) 生きがいくくりや健康増進につながるもの。
 - (3) ボランティア保険等の保険に加入ができる。
 - (4) その他、地域福祉活動の推進につながるもの。

ただし、以下の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- ア、市等からまちづくり活動支援補助金等を受けている事業
- イ、他の団体を補助する事業
- ウ、事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- エ、団体の運営を目的とする事業
- オ、政治、宗教及び営利を目的とする事業
- カ、その他、補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、「子育てサロン事業実施要綱」及び「社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱」の実施団体のほか、市内に活動拠点を有して、責任を持って事業を履行できる団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、以下のとおりとする。

区分	補助対象となる経費
報償費	講師謝礼等
旅費	講師等旅費等
需用費	消耗品費・燃料費・印刷製本費等

食糧費	講師・ボランティア等への弁当購入等に要する経費等
役務費	郵送費・通信費・保険料等
使用料・賃借料	会場使用料・機材・バス等借上料等
備品購入費	サロン運営に必要と認められる備品
負担金	研修の受講に要する受講料、教材費等
その他	サロン運営に必要・適当であると認められる経費

(補助期間)

第5条 補助期間は1年とする。ただし、事業が継続している場合には、毎年補助することができる。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。補助限度額は以下のとおりとする。

- ア、「子育てサロン事業実施要綱」に基づく子育てサロンの運営費補助 10万円以内
- イ、「社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン事業実施要綱」に基づく高齢者サロンの運営費補助 6万円以内
- ウ、その他、市内に活動拠点を有して、責任を持って事業を履行できる団体が運営するサロン運営費補助 2万円以内

(補助金の申請)

第7条 補助金を申請する各団体は、本会に開催ごとに申請書、活動計画書、予算書、その他会長が必要と認める書類とする。

(補助事業の選考)

第8条 前条の規定による申請があった事業は、社協において審査を行い、当該年度の予算の範囲内において、補助金交付の適否及び補助額を決定し、申請団体に通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、社協と協議を行い所定の様式により概算払いを受けることができる。

(精 算)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の事業終了後、速やかに別に定める「運営費精算報告書」、「活動報告書」、「決算書」を社協会長に提出するものとし、残額を生じた場合には、速やかに社協に返還しなければならない。

(返 還)

第11条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した運営費の一部又

は全部を返還させることができる。

- (1) この交付金を他の目的に使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。
(室蘭市社会福祉協議会子育てサロン活動運営費交付要領)
- 2 室蘭市社会福祉協議会子育てサロン活動運営費交付要領(平成16年4月制定)は廃止する。
(室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン運営費交付要領)
- 3 室蘭市社会福祉協議会高齢者サロン運営費交付要領(平成21年4月制定)は廃止する。